

富津市ゼロカーボンロゴの利用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、富津市ゼロカーボンロゴ（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適正な利用を図ることを目的とする。

(権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

(形状及び色彩)

第3条 ロゴマークの形状及び色彩は、別表に定めるとおりとする。

(利用許諾の申請)

第4条 ロゴマークを利用しようとする者は、利用しようとする日の3箇月前から7日前までの間に、富津市ゼロカーボンロゴ利用許諾申請書（別記第1号様式）に必要書類を添付して、市長に提出し、その許諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が共催する行事のために利用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で利用するとき。
- (3) 市民がコミュニティ活動の目的で利用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき。

(利用の許諾)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をするものとする。

- (1) 営利を目的として利用し、又は利用するおそれのあるとき（市のゼロカーボンシティ実現に向けた普及啓発に貢献するものと市長が認めるときを除く。）。
- (2) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、

若しくは与えるおそれのあるとき。

(5) 暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずる者の利益となるおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用許諾をすることが適当でないとするとき。

2 市長は、利用許諾をするときは、富津市ゼロカーボンロゴ利用許諾通知書（別記第2号様式）により、利用許諾をしないときは、富津市ゼロカーボンロゴ利用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用許諾をするときは、条件を付することができる。

（利用料）

第6条 ロゴマークの利用は、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第7条 ロゴマークの利用の許諾を得た者（以下「ロゴマーク利用者」という。）

は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾を得た内容のみに利用し、市長の指示する条件に従うこと。

(2) 許諾を得た権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 定められた形状、色彩及び向きを正しく利用すること。

(4) 市のロゴマークであることを明記すること。ただし、明記することが困難な場合には、この限りでない。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) ロゴマークを利用した完成品を、速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、その写真又はデータの提出をもって代えることができる。

2 前項第3号の規定にかかわらず、ロゴマークを利用する物の形状等により表示に制約がある場合において、市長が利用を認める場合は、この限りでない。

（利用許諾の取消し）

第8条 市長は、ロゴマークの利用がこの規則に違反していると認めたときは、当該利用許諾を取り消し、その旨を理由を付して富津市ゼロカーボンロゴ利用許諾

取消通知書（別記第4号様式）により、ロゴマーク利用者に通知するものとする。

2 前項の規定により利用許諾を取り消されたロゴマーク利用者は、当該利用許諾に係る物品等を利用してはならない。

（責任の制限）

第9条 市長は、利用許諾（前条の規定により利用許諾を取り消した場合を含む。）によりロゴマーク利用者又は第三者に損害が生じても、その責任を一切負わないものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

富津市ゼロカーボンロゴの形状及び色彩





色彩	区分	CMYKカラーモデル	D I Cカラー
	体・鼻	C = 60, M = 0, Y = 100, K = 0	D I C 131
	目	C = 0, M = 0, Y = 0, K = 100	D I C 582
	口	C = 0, M = 100, Y = 100, K = 0	D I C 157
	頬	C = 0, M = 30, Y = 0, K = 0	D I C 3
	顔	C = 0, M = 0, Y = 0, K = 0	D I C 583
	桜	C = 0, M = 50, Y = 5, K = 0	D I C 27
	つつ	C = 75, M = 60, Y = 0, K = 0	D I C 579
	足	C = 0, M = 45, Y = 100, K = 0	D I C 83
	影	C = 0, M = 0, Y = 0, K = 100	D I C 582
	ふつつゼロカーボン FUTTSU Zero carbon	C = 82, M = 53, Y = 0, K = 0	D I C 221
	2050	C = 0, M = 45, Y = 100, K = 11	D I C 83
	ふつつん背景の0	C = 82, M = 53, Y = 0, K = 0	D I C 221

備考

- 1 形状は、この表に定められたデザインとすること。
- 2 色彩は、指定のカラーによる表示が難しいときは、グレースケール又は単色による表示をすることができる。
- 3 ロゴマークを利用する物の形状等により表示に制約がある場合は、事前に市と協議すること。